

認定看護師制度再構築に関する制度設計（案）

第1 新たな制度における教育と認定の開始、並びに、現行の認定看護師教育機関及び認定看護師に対する経過措置及び移行措置

1 教育機関（参考3を参照）

（1）新たな制度の開始

- ①認定審査は、2019年度から開始する。
- ②認定看護師教育は、2020年度から開始する。

（2）経過措置

改定後においても経過期間を設定し、現行の教育及び審査等を継続して実施する。

- ①現行の教育は、2026年度まで実施する。
- ②認定審査は、2019年度まで実施する。
- ③2022年度以降の更新審査においては、更新後の有効期限は2026年度までとする。

（3）移行措置

新たな認定看護師教育機関への移行は、次のとおりとする。

- ①新たな制度においても、教育機関における教育基盤は現行制度と同一の部分が多いことから、現行の教育機関に対しては、これまでの認定教育における実績を考慮することができる。そこで、現行の教育機関が同一分野又は現行分野が含まれる統合分野へ移行する場合には、新たに審査をやり直すのではなく、再審査手続を適用する。
- ②新たな認定看護師教育機関へ移行しない場合には、有効期間の満了をもって資格を失効する。

※更なる移行措置について、今後も引き続き検討していく。

2 個人（参考3を参照）

（1）新たな制度の開始

- ①認定審査は、2021年度から開始する。
- ②特定行為研修を修了した現行の認定看護師が、改定後の新たな認定看護師へ移行する手続は、2021年度から開始する。

（2）経過措置

制度の改定後においても経過期間を設定し、現行の審査等を継続して実施する。

- ①認定審査は、2029年度まで実施する。
理由：現行の教育が2026年度に終了することから、最後に教育を受けた者が3回受験することができるだけの期間を確保する。
- ②更新審査は、2039年度まで実施する。
理由：2029年度に認定審査を受けた認定看護師が、認定更新を2回することができるだけの期間を確保する。

(3) 移行措置

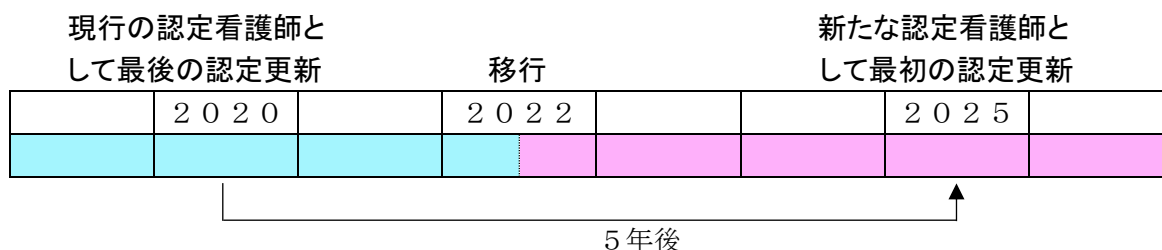
現行の認定看護師については、所定の特定行為研修を修了することにより、新たな認定看護師へ移行できるものとする。

- ①特定行為研修を修了した現行の認定看護師については、一定の事務手続（変更届の提出、名簿の登録等）を経た上で、新たな認定看護師へ移行できるものとする。
- ②移行に伴う事務手続においては、理事会で定める一定の事務手数料を徴収する。
- ③特定行為研修の履修は、いずれの特定行為研修指定研修機関でも可能とする。なお、履修すべき科目については、引き続き検討する。
- ④特定行為研修を修了し新たな認定看護師となった場合において、最初の認定更新をしなければならない時期を計算するにあたっては、現行の認定看護師として最後に更新した日を起算日とする（参考1）。認定看護師としての質を担保するため、認定更新の間隔は5年を維持する。
- ⑤現行の認定看護師として最後に更新した日から新たな認定看護師となった日までの実績については、新たに認定看護師となった後の最初の認定更新において実績として反映させる（参考2）。
- ⑥新たな認定看護師へ移行しない場合には、有効期間の満了をもって資格を失効する。

※更なる移行措置について、今後も引き続き検討していく。

【参考1】

2020年に現行の認定看護師として認定更新をしたAは、2022年に新たな認定看護師に移行した。Aが、新たな認定看護師として行う最初の認定更新は、2020年から5年後の2025年となる。



【参考2】

Aの2025年における認定更新においては、2020年の認定更新後から2022年に移行するまでの現行の認定看護師としての実績も審査の対象とする。

3 資格の名称

資格の名称については、制度の改定前後で変更することはせず、改定後においても「認定看護師」とする。

4 移行支援

(1) 現行の認定看護師教育機関に対する移行支援

- ①新たな認定看護師教育実施に向けたツール（e-ラーニングの教材等）の開発及び提供
- ②教員・実践指導者確保に向けた支援
- ③特定行為研修指定研修機関の申請に必要な相談・支援
- ④新たな認定看護師教育に関する意見交換及び情報共有の場の設定
- ⑤新制度への移行又は開講に際する相談等

(2) 現行の認定看護師に対する移行支援

- ①現行の認定看護師の特定行為研修受講の推進
- ②移行に向けた環境（科目履修等）整備
- ③新たな認定看護師教育機関での科目履修や、他の特定行為研修指定研修機関での履修等
- ④現行の認定看護師への情報発信・相談体制整備
- ⑤日本看護学会等における相談ブースの設置

(3) その他の周知活動

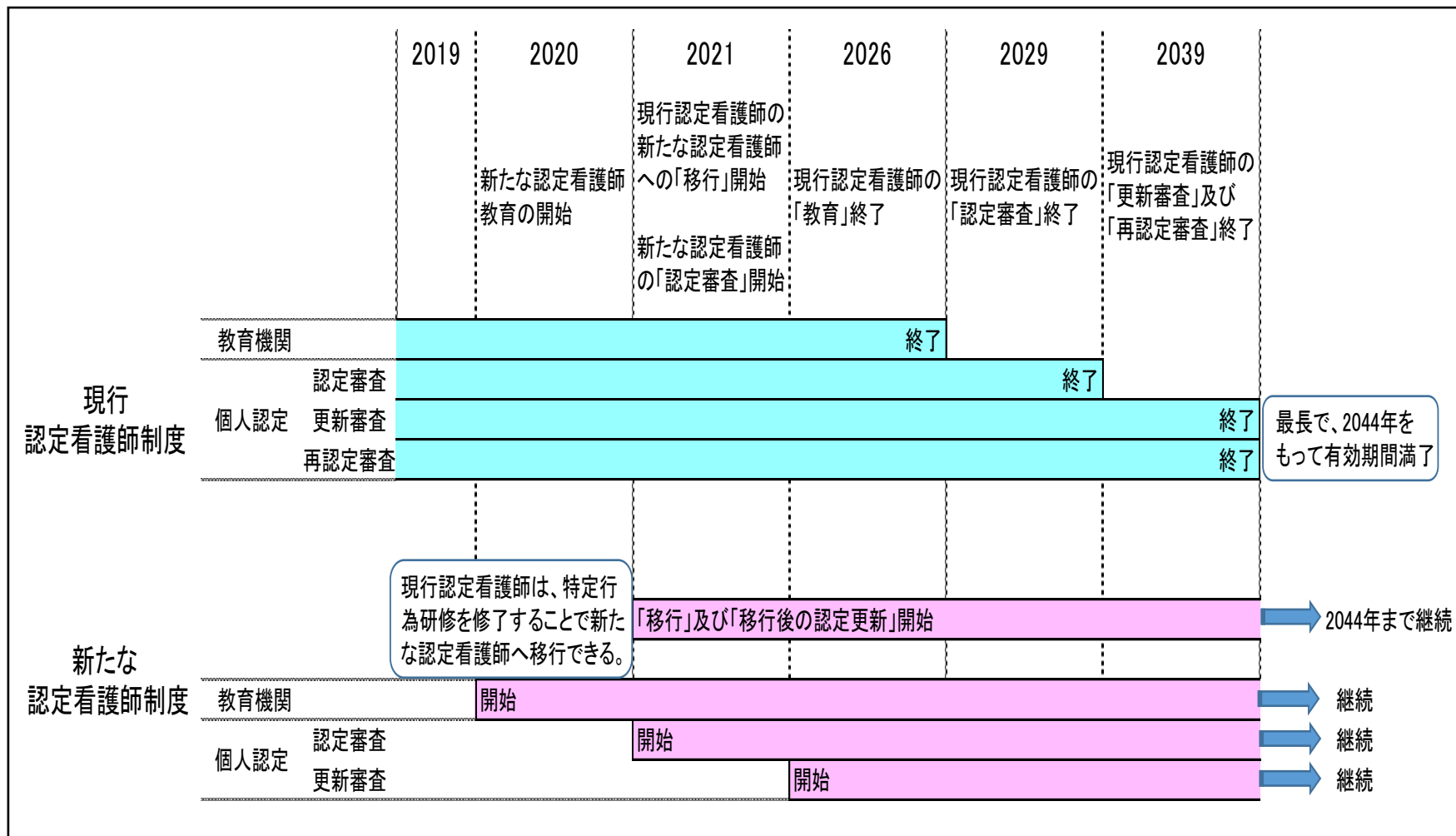
- ①説明会の実施（福岡県、東京都、宮城県、大阪府）

※移行支援の内容については、意見公募の結果を踏まえ更に検討していく。

5 制度の見直し

医療ニーズに適切に対応するため、原則として5年ごとに、認定看護分野の再編及び教育カリキュラムなど制度の見直しを行っていく。

【参考3：経過措置と新たな制度の開始】



第2 認定看護分野の再編

1 分野再編に関する考え方

以下の医療・社会の変化及び現行制度の課題をふまえ、疾患軸（5疾病5事業）と、生活軸、成長発達軸、活動の場の軸の4次元で整理し再編成を行う。

- ①高齢化によって、複数の慢性疾患を抱えるなど病態が複雑化し、さらに、医療の場は、病院中心から地域・在宅へ移行するなど医療提供体制も変化してきている。そのため、細分化された認定看護分野の専門的な介入では、現在の医療ニーズに対応できなくなっている。今後は、急性期医療から在宅医療まで広く対応でき、地域・施設間の連携に参画できる役割が認定看護師に期待されている。
- ②2017年度に開講している教育機関が0～1か所のみ認定看護分野が21分野中10分野、認定開始から10年以上経過しても500名以下の分野は6分野あるなど、認定看護師の養成数にバラつきが生じている。教育機関の運営上の課題として、定員割れ、それに基づく経済的負担、教員の確保困難等がある。

2 認定看護分野再編の検討プロセス

分野の再編にあたっては、認定看護師教育機関（13機関）、認定看護分野を申請もしくは認定看護師の活動に関連している学会（20学会）に対して行ったヒアリング結果、地区別法人会等で得られた臨床現場の意見などを検討材料とし、日本看護協会内部プロジェクト及び外部有識者を含めて構成された「認定看護師制度再構築検討委員会」で協議を重ねてきた。

3 認定看護分野の再編案（別紙参照）

別紙に示した統合を検討している分野は、さまざまな意見を集約し、疾患軸と活動の場や病期、対象の重なりがあると考えられたものである。統合することでその特定の看護分野の技術や知識を発揮し、あらゆる場で活動できることで今後の医療ニーズに応えることができ、受講ニーズを拡大させられると期待される分野である。

名称の変更を検討している分野は、学会等から統合した分野と対象や病期の広がりを表すには変更したほうがよいという意見（慢性と表現した分野は慢性をはずすことで急性期から広い病期に対応できるなど）があった分野である。

4 認定看護分野の特定

認定看護分野の特定については、理事会において審議し決定する。また、分野特定の基準において、新たな認定看護師の役割を反映させる。

現 行	再構築案
<p>定義等</p> <p>認定看護分野とは、高度化及び専門分化する保健、医療及び福祉の現場において、熟練した看護技術及び知識を必要とする看護分野として制度委員会が認めたものをいう。</p> <p>認定看護分野の特定の方法は、制度委員会が、同委員会に申請された分野について逐次審議し、理事会の決議を経て行うものとする。</p>	<p>認定看護分野とは、保健、医療及び福祉の現場において、熟練した看護技術及び知識を必要とする看護分野として、<u>制度委員会の議を経て理事会が定めたもの</u>をいう。</p> <p><u><削除></u></p>

現 行	再構築案
<p>分野特定の基準</p> <p>①他の看護分野との重なりがあったとしても、独自の看護知識及び技術を必要とすること。</p> <p>②看護実践経験の積み重ねのみでは修得しがたい、特定の知識及び技術を必要とすること。</p> <p>③何らかの法的支援及び経済的支援があるか、又は将来それが期待されること。</p>	<p>①独自の看護知識及び技術を必要とすること。</p> <p>②看護実践経験の積み重ねのみでは修得しがたい、<u>高い臨床推論力と病態判断力に基づく</u>特定の知識及び技術を必要とすること。</p> <p>③なお、①及び②の知識及び技術については、他の看護分野との重なりがあったとしても、認定看護分野として認めることができるものとする。</p>

認定看護分野(案) 対象とする患者の成長・発達段階/疾患/病期と認定看護師の活動の場による整理と新たな分野(案)

現行の認定看護分野 (21分野)	対象とする患者				認定看護師	新たな分野(案) (18分野)
	成長・発達段階	疾患	病期	活動の場		
	主として介入する対象	主として介入する疾患	主として介入する病期	当該分野の認定看護師が主に活動できる場		
緩和ケア	小児～高齢者	がん	がん治療期	急性期医療施設～在宅等	がん緩和ケア	
がん性疼痛看護						
がん化学療法看護						
がん放射線療法看護						
乳がん看護	成人～高齢者				乳がん看護	
新生児集中ケア	新生児期	集中ケアを必要とするすべての疾患	病名診断時～人生の最終段階	急性期医療施設	こどもケア	
小児救急看護	小児期	小児救急医療				
救急看護	小児～高齢者	救急医療を必要とするすべての疾患	超急性期～急性期	急性期医療施設	クリティカルケア	
集中ケア		集中治療を必要とするすべての疾患	急性期、かつ重篤な状況			
手術看護		手術を行う疾患	周手術期	医療施設	手術看護	
不妊症看護	小児～成人	—	あらゆる病期	生殖医療施設	生殖看護	
訪問看護	小児～高齢者	あらゆる疾患	あらゆる病期	在宅等	在宅ケア	
慢性呼吸器疾患看護		呼吸器疾患	病名診断時～人生の最終段階	急性期医療施設～在宅等	呼吸器疾患看護	
慢性心不全看護		心疾患			心不全看護	
脳卒中リハビリテーション看護		脳血管障害			脳卒中看護	
透析看護		腎障害			腎不全看護	
認知症看護		認知症	認知症看護			
摂食・嚥下障害看護		摂食嚥下障害	あらゆる病期	摂食嚥下障害看護		
糖尿病看護		糖尿病		糖尿病看護		
皮膚・排泄ケア		あらゆる疾患		皮膚・排泄ケア		
感染管理		すべての患者と施設職員	—			感染管理

※新たな分野(案)については、統合した新たな分野、または名称を変更した分野は赤字で記す

※現行の認定看護分野と同じ名称の分野は、特定行為研修を組み込んでいない現行の認定看護師と区別するために、何らかの記号を付記する